(1) 工事の実施によるもの

環境要素 (環境要因)	福島市の意見(今回)	提出課
騒音・振動・ 大気質 ・その他	施工中、供用中の騒音等に対する環境保全措置を着実に実施し、地域住民からの相談があれば問い合わせの対応、騒音の低減等の保全措置の追加実施を行うこと。 施工に伴い、油や汚水が河川へ流出する等の水質事故への防止対策等を講じること。	環境課

(2) 土地又は工作物の存在及び供用によるもの

環境要素 (環境要因)	福島市の意見(今回)	提出課
景観	信夫山烏ヶ崎展望デッキ等の市街地及び一切経山から栗子山方面の眺望等、市や住民が要求する視点場からの眺望が確認できるようフォトモンタージュや3DCGを作成し、立体的な景観シミュレーションを行うこと。また、シミュレーションの結果を事前に所管課に報告するとともに、色彩又は基数を減らすなどの配慮等について協議すること。	都市計画課

(3) 上記(1)、(2)双方によるもの

環境要素 (環境要因)	福島市の意見(今回)	提出課
動物・植物・ 生態系	希少種に限らず、種と生態系の多様性に配慮し、開発区域 やその周辺への影響を回避、低減する等の保全措置を講ず ること。 また、十分な事後調査を実施し、生態系への影響があれば 所管課に相談のうえ、事業計画の中止や変更を検討するこ と。	環境課
水環境	事業実施区域は福島市水道水源保護条例に基づく「摺上川ダム水源保護地域」に一部隣接しているため、発電機倒壊や転倒、山林の火災等の事故が生じた際でも水質への影響が出ないよう、保護地域から離隔し発電施設及び付帯設備を設置すること。また、設置場所については市関係機関(環境課、水道局)の立ち会いのもと決定を行うこと。工事中、供用中の油類、塗料、農薬、薬品等の河川への流出、地下浸透を含む水質事故等に対して万全の備えをし、水質事故時には、水質への影響を及ぼす物質の除去等の事故処理を行い、その結果を所管課へ報告することを確約すること。また、供用後の巡回や設備のメンテナンスを徹底し施設の維持管理、安全管理、事故防止等に努めること。	河川課 水道局経営企 画課 環境課

2 その他環境要素に含まれない総括的事項についての意見

その他	福島市の意見(今回)	提出課
	影響が及ぶと考えられる住民等へ設置計画や災害対策等の 周知に努めること。 事業内容の周知については環境影響評価の縦覧のみなら ず、戸別訪問や説明会の開催、自社ホームページの活用等 により実施すること。	環境課

3 防災上の意見、指導、協議すべき事項、その他の意見

その他	福島市の意見(今回)	提出課
防災上の意 見・協議・指 導事いて	工事の際も含め、周辺農地に雨水等に伴う土砂の流出、土地の崩壊、その他の災害の発生により、営農の妨げにならないよう、流域面積や流末処理を考慮した流出抑制施設の設置等十分な災害防止対策等を講じること。計画の段階で予見できなかった問題が生じた場合は、早急に災害防止や自然環境保護対策として改善又は抑止に効果的な追加対策を検討の上、所管課と協議し早急に実施するとともに、営農者や地域住民、関係団体等に十分な説明を行うこと。原因の特定や再発防止対策について、営農者や地域住民の理解を得られるまでは工事を行わないこと。	農業委員会
	影響が及ぶと考えられる住民等へ設置計画や災害対策等の 周知に努めること。 事業内容の周知については、環境影響評価の縦覧のみなら ず、戸別訪問や説明会の開催、自社ホームページの活用等 により実施すること。	河川課環境課
	大規模な森林の皆伐は、森林が持つ保水力を低下させ、土砂災害発生リスクの増加や、動植物の生態系の変化、緑豊かな景観の喪失等、市民の人命や財産、地域資源に与える影響が大きいと危惧している。降雨による土砂流出や災害等が発生しないよう、水処理を徹底すること。また、排水工事を先行実施し、災害防止に努めること。	農林整備課
	地域のみならず、周辺地域住民への説明会を行うなどして 当該事業計画に対する理解と合意形成を図ること。	農林整備課都市計画課